

令和6年8月土砂災害の記録

令和7年3月
蒲郡市

目次

1	はじめに	1
2	気象状況	2
	(1) 台風第10号	
	(2) 雨量	
	(3) 土砂災害警戒情報及び土砂キキクル	
	(4) 土砂災害警戒区域等	
3	避難状況	10
	(1) 災害発生前	
	(2) 避難情報の発令	
	(3) 避難所開設・閉鎖	
	(4) 避難指示解除	
4	災害対策本部	12
	(1) 災害発生前	
	(2) 設置・廃止状況	
	(3) 本部員会議開催状況	
	(4) 事務局	
	(5) プレスリリース等	
5	広域受援等	15
	(1) 国土交通省	
	ア 中部地方整備局	
	イ 名古屋地方気象台	
	(2) 愛知県	
	(3) 愛知県警察	
	(4) 消防機関	
	(5) 自衛隊	
	(6) その他	
	ア 土木関係事業者	
	イ 捜索救助犬 HDS K9	
	ウ 中部電力パワーグリッド株式会社	
6	被災者支援	18
	(1) 災害救助法	
	(2) 被災者支援	
	(3) その他	
7	復旧	19
	(1) 災害廃棄物処理事業	
	(2) 治山事業	
	(3) 災害救助法に基づく求償	
8	おわりに	20

参考文献	23
------	----

巻末資料	24
------	----

- ・プレスリリース第1報
- ・プレスリリース第18報
- ・ぶら下がり取材に関するプレスリリース
- ・災害対策本部会議次第
- ・避難情報の判断・伝達マニュアル（抜粋）

1 はじめに

令和6年8月22日にマリアナ諸島近海で発生した台風第10号は29日に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸した後、九州や四国を通して東海道沖に進み、9月1日に熱帯低気圧に変わった。

この台風第10号の影響により本体や周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、本市では8月27日午後10時頃に起こった土砂崩れで、3名の方が亡くなる被害が発生した。

被害発生時は大雨注意報が発表されている状況であり、大雨警報等が発表される気象状況ではなかったが、被害覚知をもって市災害対策本部を設置し、消防、警察、自衛隊等の関係機関と救助活動を実施するとともに、避難指示の発令や避難所開設を行った。

また、応急対策や災害廃棄物処理、復旧等に国・県の関係機関などと連携し取り組み、被災者に対する支援を実施しているところである。

本記録は、本市が行った災害対応の全般について、気象や避難の状況などを記録するとともに、災害への対応を振り返り検証することで課題を抽出し、今後の対応策や改善策を検討することで、庁内各部署、関係機関の方々に今後の業務の参考として位置づけるものとして作成した。

なお、発生状況等の調査・分析に関する技術的見地からの発生メカニズム等については、愛知県建設局砂防課と独立行政法人水資源機構中部支社が事務局を務める「蒲郡市竹谷町地内土砂崩れ現地調査チーム」において総合的な検討が行われているため、それらを参照することとする。

【南西から撮影した災害発生現場の様子（8月28日）】



（国土交通省中部地方整備局提供）

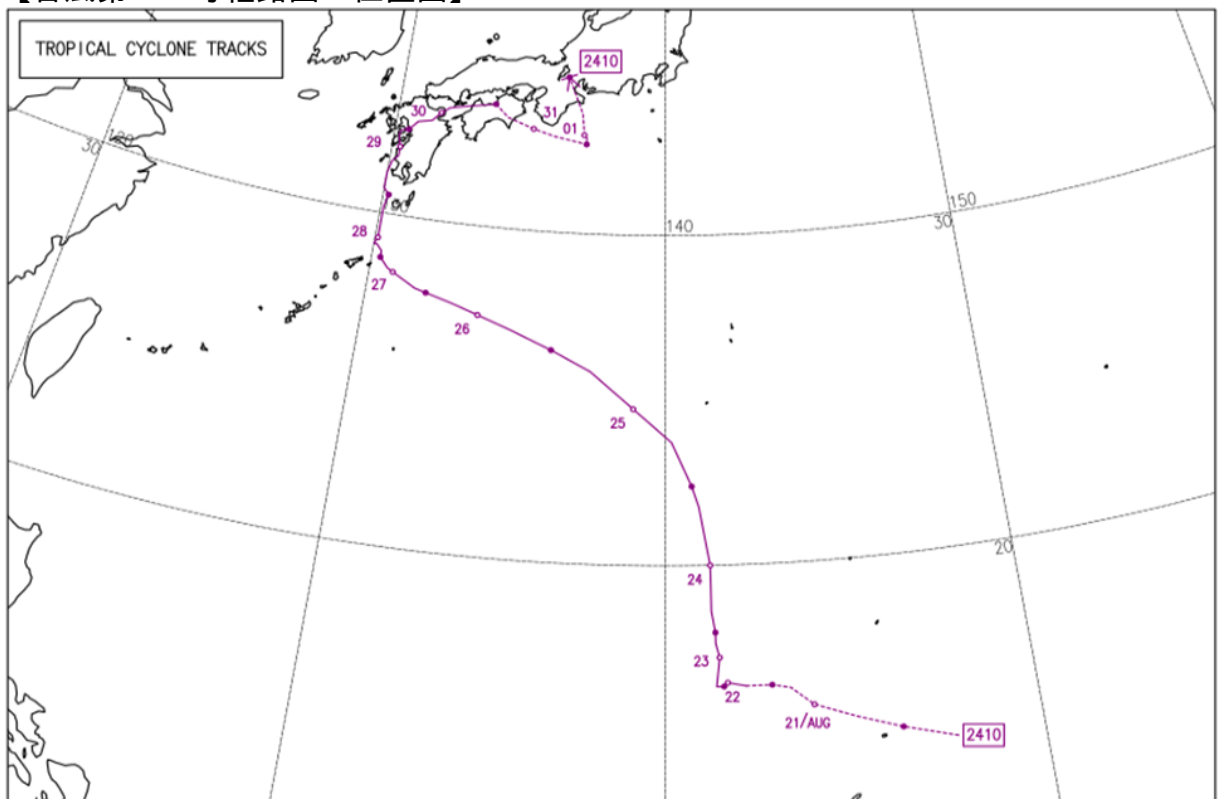
2 気象状況

(1) 台風第10号

台風第10号は、8月22日にマリアナ諸島近海で発生し、24日にかけて発達しながら北へ進み、25日には進路を北西に向きを変えて進んだ。台風は日本付近で動きが遅くなり、27日に非常に強い勢力となって奄美群島に接近した後、29日に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸した。

その後は、勢力を弱めながらゆっくりとした速度で九州や四国を通して東海道沖へ進み、9月1日正午に熱帯低気圧に変わった。

【台風第10号経路図・位置図】



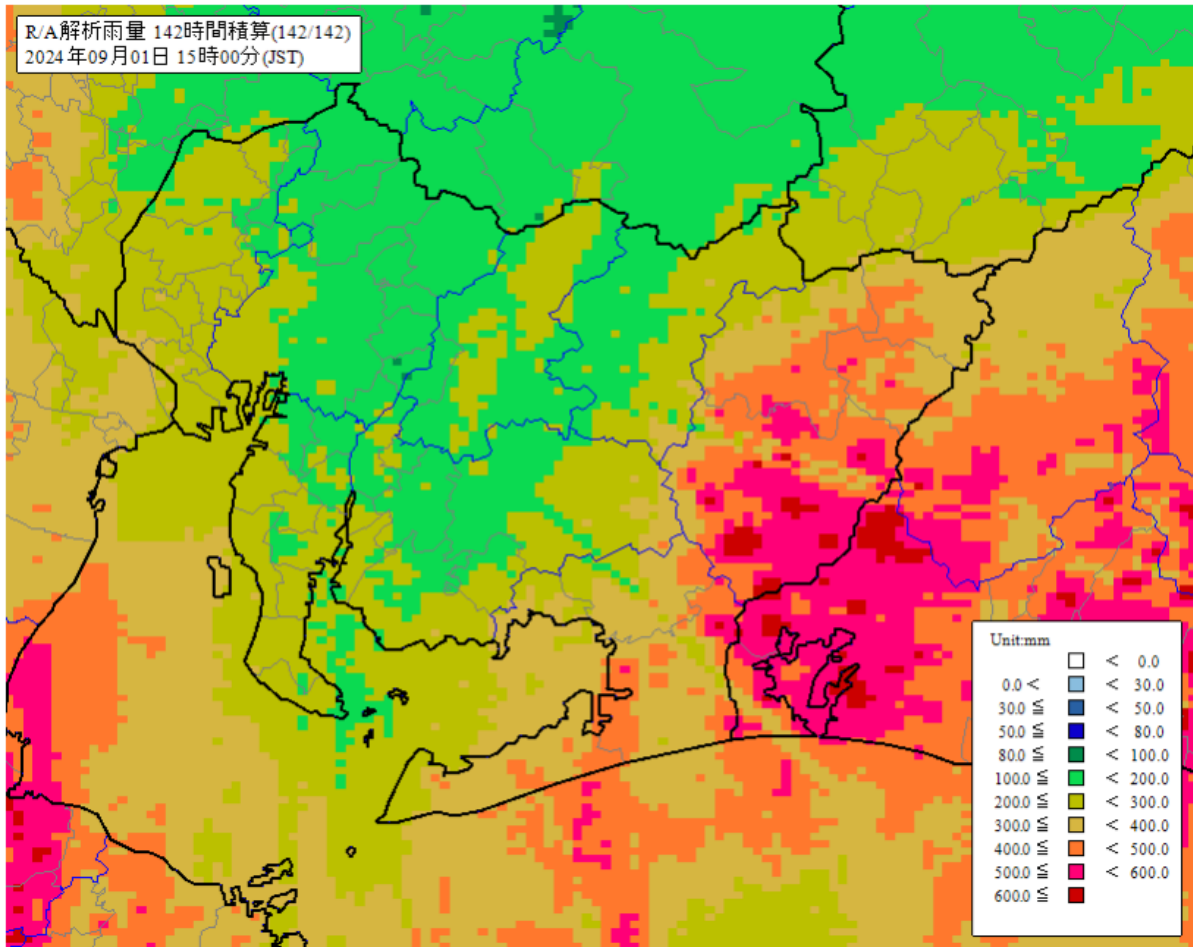
経路上の○印は傍らに記した日の午前9時、●印は午後9時（いずれも日本標準時）の位置で→は消滅を示します。経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示します。

（名古屋地方気象台提供）

(2) 雨量

愛知県では、台風本体や周辺の温かく湿った空気が流れ込むとともに、台風が接近する前には太平洋高気圧の縁を回る温かく湿った空気も流れ込み、大気の非常に不安定な状況が長期間続き大雨となった。このため、愛知県内では降り始め（26日午後4時）からの総降水量が多い所で600ミリを超えた所があるなか、本市（蒲郡地域気象観測所）における26日から9月1日までの日降水量の合計は301.5ミリ、26日から災害の発生した27日にかけての二日間の降水量は、146.5ミリであった。

【解析雨量分布図】（8月26日午後4時から9月1日午後3時までの積算値）



（名古屋地方気象台提供）

【アメダス日降水量（蒲郡地域気象観測所）】（8月26日から9月1日まで）

・日毎の合計

8月26日	36.0ミリ
8月27日	110.5ミリ
8月28日	21.5ミリ
8月29日	53.0ミリ
8月30日	29.5ミリ
8月31日	32.0ミリ
9月1日	19.0ミリ
合計	301.5ミリ

・最大1時間降水量

8月27日午後8時25分 46.0ミリ

・最大10分間降水量

8月27日午後7時57分 18.5ミリ

(3) 土砂災害警戒情報及び土砂キキクル等

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。この情報は、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報である。

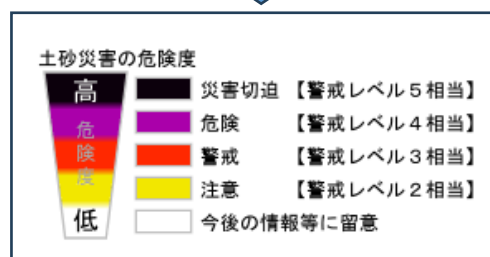
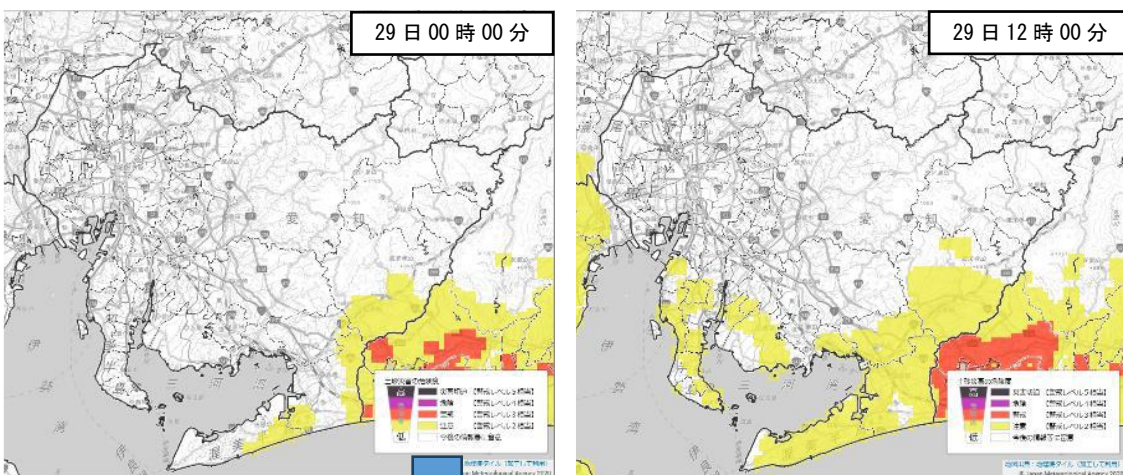
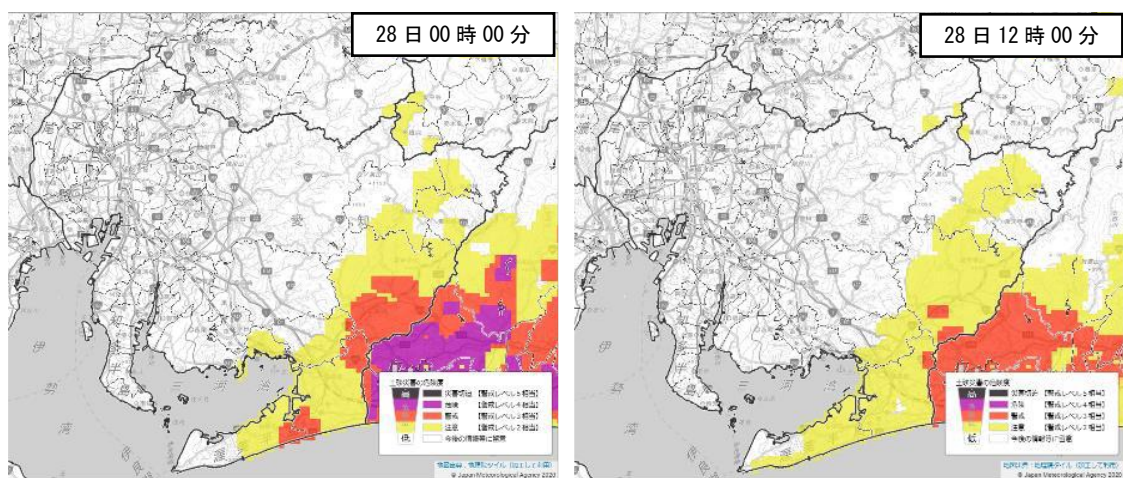
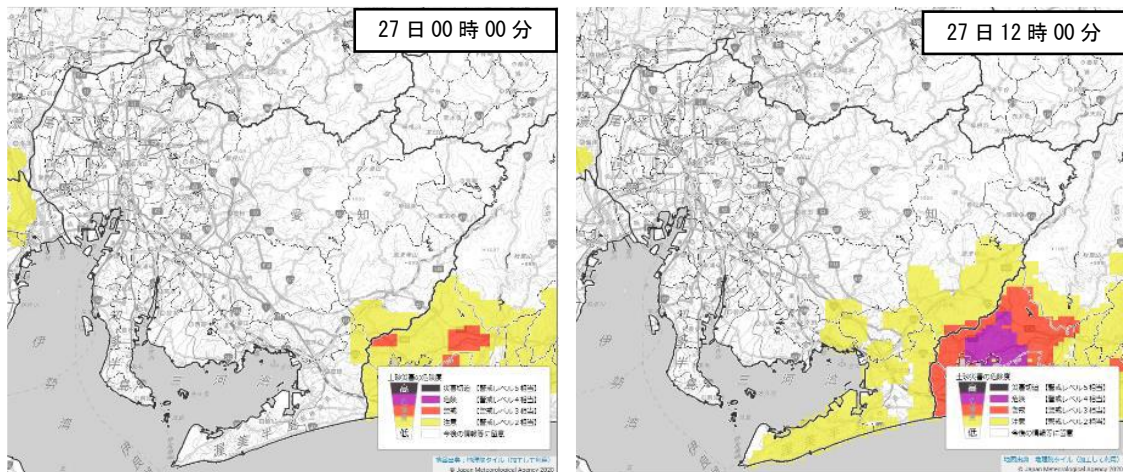
8月26日午後10時10分以降、市内各地で「黄」のメッシュが出現し、同午後11時23分に大雨注意報が発表されているが、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報は発表されていなかった。

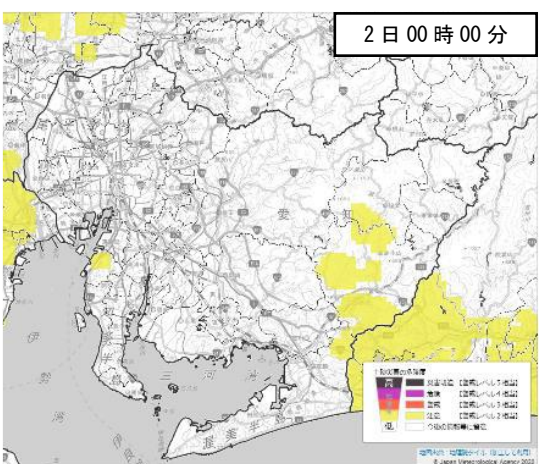
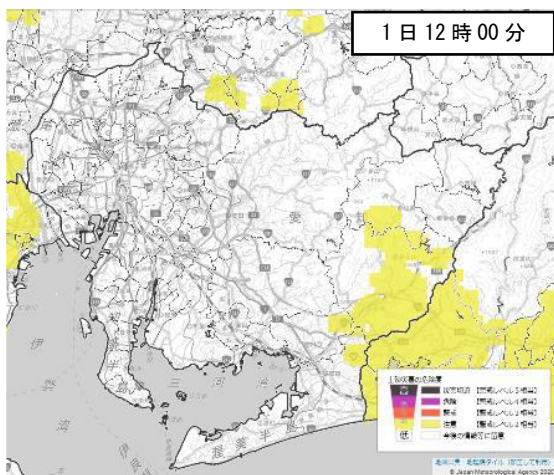
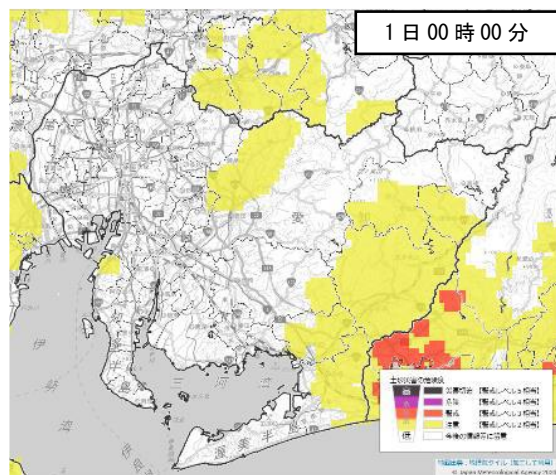
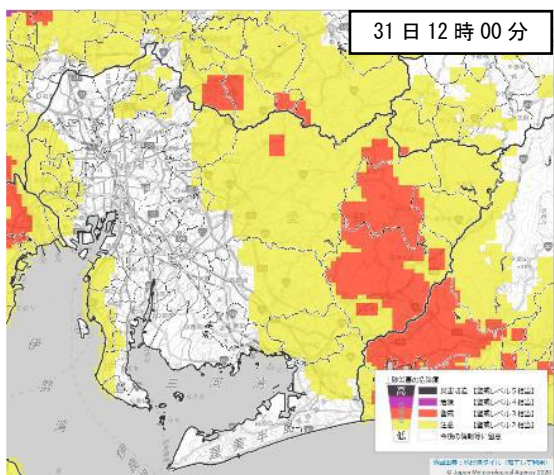
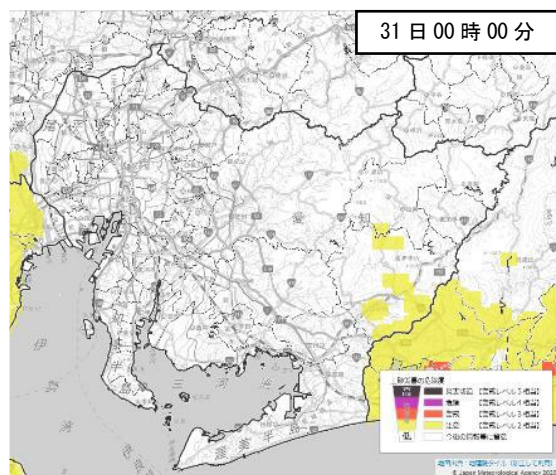
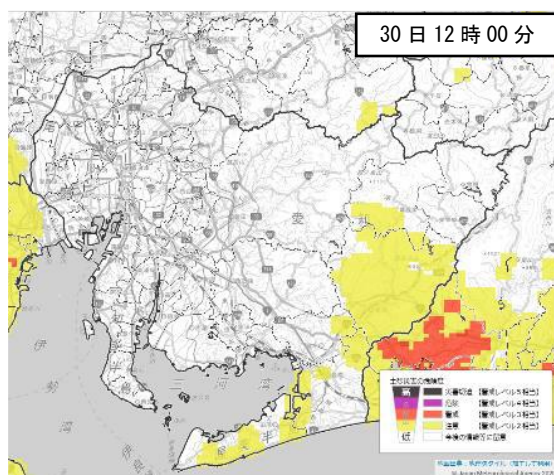
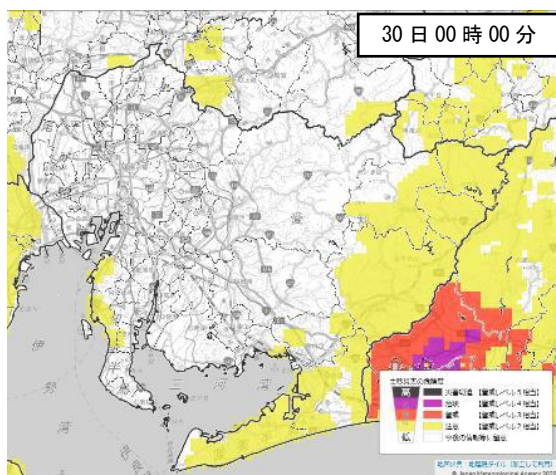
また、土砂災害が発生したメッシュでは実況（27日午後8時10分）で大雨注意報基準を超過したが、大雨警報（土砂災害）基準及び土砂災害警戒情報基準は超過していない状況であった。

このメッシュにおける災害が発生した8月27日の土砂キキクルの危険度は、27日午後8時00分までは「今後の情報等に留意」（白）、午後8時10分から午後9時10分までは「注意」（黄、警戒レベル2相当）、午後9時20分以降は「今後の情報等に留意」（白）であった。

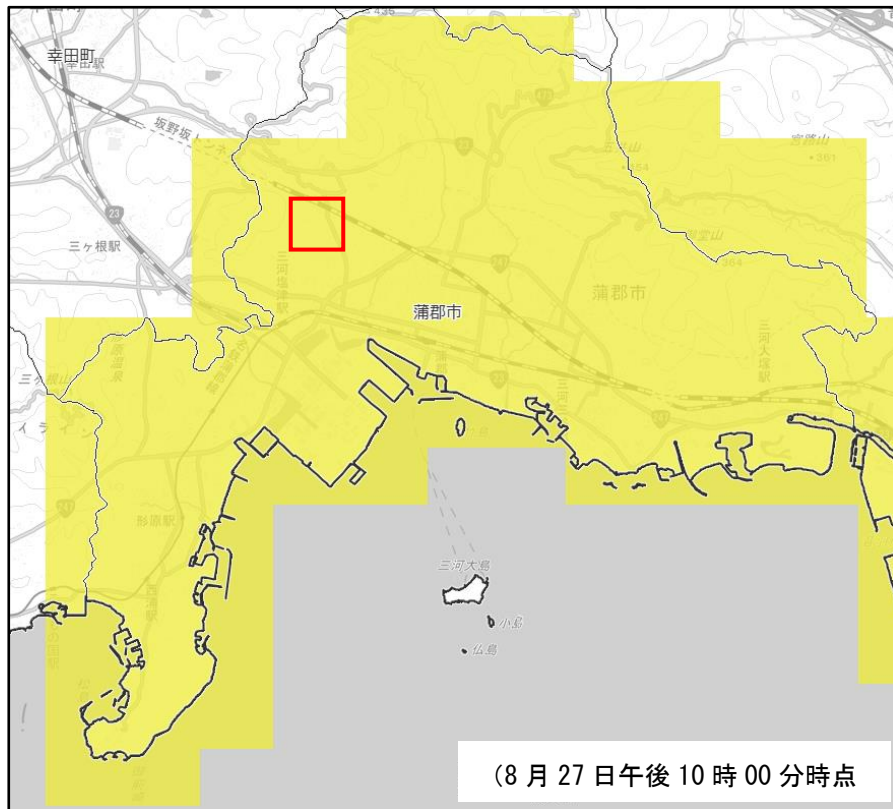
なお、台風10号の影響による一連の大雨に見舞われた9月1日までの間に、当市へは大雨警報（土砂災害）および土砂災害警戒情報の発表はなかった。

【土砂キキクルの推移】（名古屋地方気象台提供）





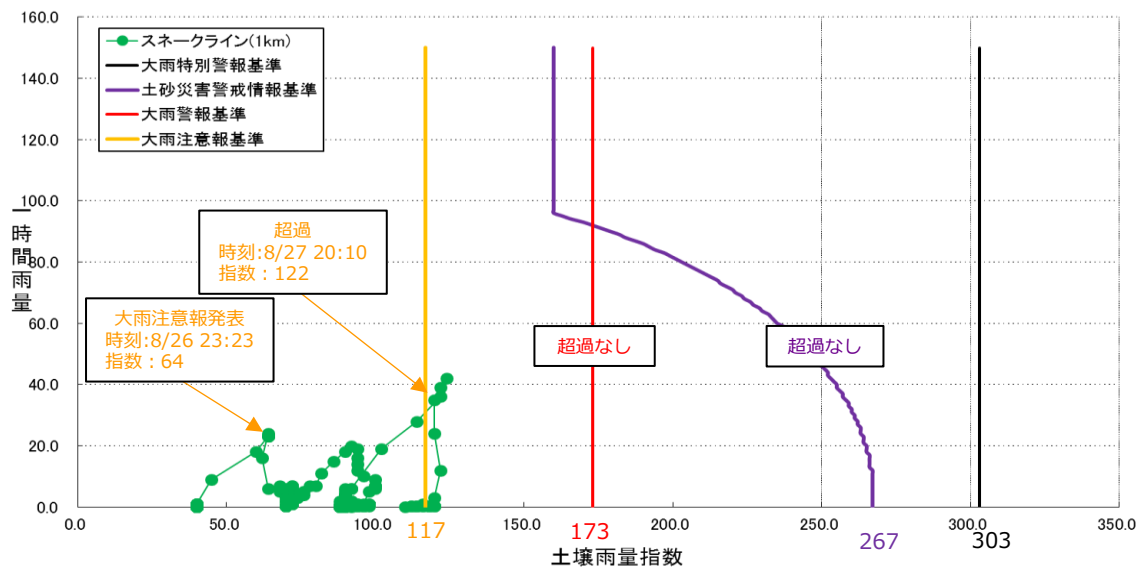
【土砂災害発生メッシュ（52372106）の位置】



(名古屋地方気象台提供)

【スネークライン】

2024年8月26日15時00分～28日00時00分(10分毎) 蒲都市(52372106)



(名古屋地方気象台提供)

※スネークライン

土砂災害の危険度を判定する際に用いられる曲線で、土砂災害警戒情報基準線と比較して土砂災害発生の危険性を示す。上記期間においては大雨注意報基準を超過したが、大雨警報（土砂災害）には達していないことが確認できる。

※土壌雨量指数

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。大雨に伴って発生する土砂災害には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量

が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

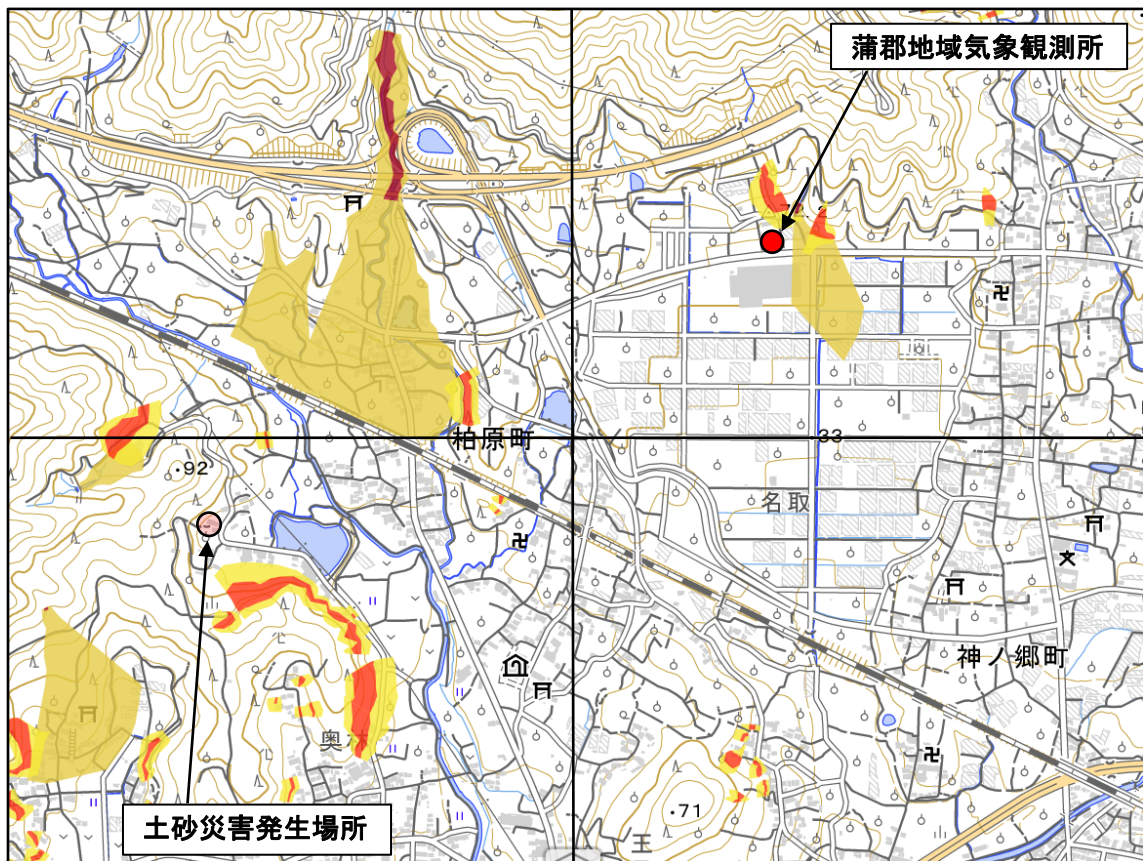
なお、名古屋地方気象台の警報・注意報発表基準一覧における大雨警報基準は167、大雨注意報基準は113であるが、これは市内全メッシュの最低値を示しているものであり、土砂災害発生メッシュ（52372106）の大雨警報基準は173、大雨注意報基準は117である。

（４）土砂災害警戒区域等

愛知県では、土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊や地滑り、土石流などの土砂災害のおそれのある土地を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に、土砂災害警戒区域に指定された土地のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある土地を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定している。

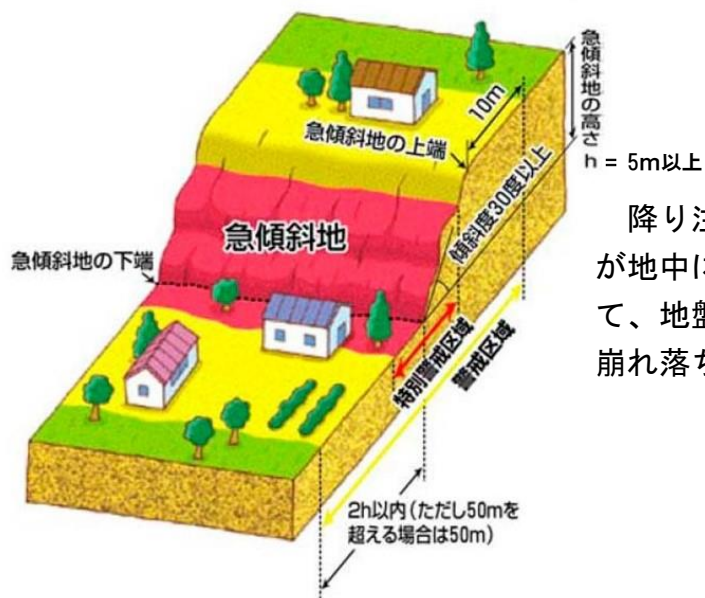
今回土砂災害が発生した箇所は土砂災害警戒区域等には指定されていない。

【周辺の土砂災害警戒区域等指定状況】（名古屋地方気象台提供）



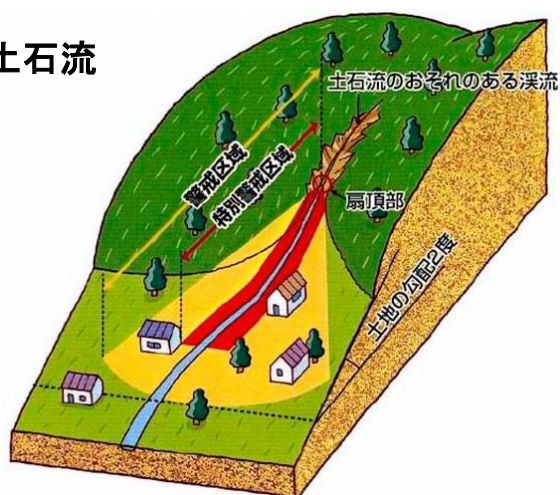
■：土砂災害警戒区域 ■：土砂災害警戒区域

●急傾斜地の崩壊



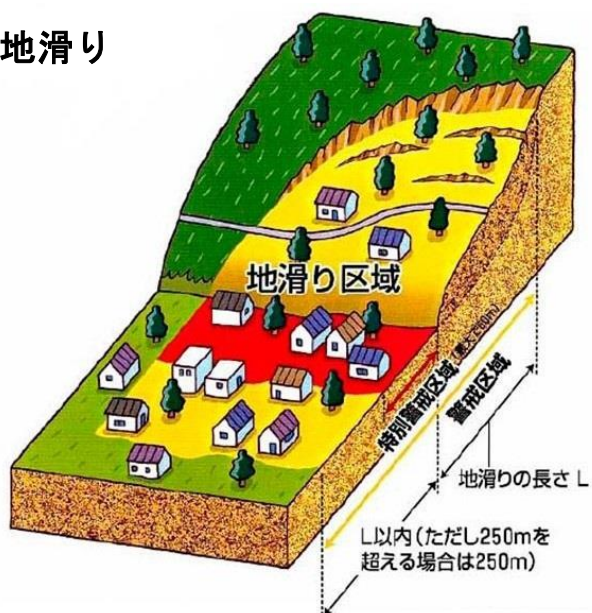
降り注いだ雨が降り注いだ雨が地中にしみ込むことによって、地盤がゆるみ、斜面が突然崩れ落ちる現象

●土石流



山地の谷部において渓流にたまった土砂や斜面から崩れた土砂が大雨による水と一緒に一気に流れ下る現象

●地滑り



土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象またはそれに伴って移動する自然現象

(国土交通省 HP を元に作成)

3 避難状況

(1) 災害発生前

災害発生前においては、大雨注意報が発表されている状況であったが、本市における大雨による土砂災害に関する避難情報の発令基準を満たしていなかった。

このため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保のいずれについても発令はされていない状況であった。

(2) 避難情報の発令

災害発生直後から近隣住民が自主避難を開始しており、特に災害発生場所直近の住民については避難が完了していることが確認できていたこと、災害発生場所である塩津地区を含む市内全域において他の被害が通報されていないこと、土砂キキクルにおいて「警戒」(赤, 警戒レベル3相当)未満であったことなどから、夜間(災害発生直後)の避難指示は発令しなかった。

その後、現場の状況が明確になり、雨がまだ降り続く可能性があったため、8月28日午前7時に竹谷町大久古地区(14世帯37人)に対して避難指示を発令した。

避難指示の発令にあたっては、大久古地区のみであったため、広報車を用いて避難情報の伝達を行った。

なお、災害発生覚知以降は、警戒レベル5 緊急安全確保の発令判断基準である「土砂災害の発生が確認された場合」に該当する。しかし、内閣府「避難情報に関するガイドライン」によれば、緊急安全確保は「災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況」において「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合等に発令が考えられる情報であり、災害発生が確認された場合でも必ず発令しなければならない情報ではないとされている。今回の災害発生場所付近においては、指定緊急避難場所への立退き避難を安全に行えないような状況ではなかったため、発令は行わなかった。

【警戒レベルについて】

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	災害のおそれ高い	避難指示
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※2
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(気象庁 HP を元に作成)

### (3) 避難所開設・閉鎖

8月27日午後11時30分に塩津公民館避難所の開設依頼があり、8月28日午前0時05分に開設が完了した。避難者に関する推移は下記のとおり。

- ・ 8月28日 午前 0時05分 2世帯6人
- ・ 8月28日 午前 3時30分 3世帯8人
- ・ 8月28日 午前 8時00分 4世帯9人
- ・ 8月28日 午後 5時25分 1世帯3人
- ・ 8月29日 午後 2時10分 避難者全員退所、避難所閉鎖

なお、他地区において開設した避難所はない。

#### 【避難所となった塩津公民館（外観および室内）】



### (4) 避難指示解除

9月2日午後1時に今後まとまった降雨が見込まれないこと（台風第10号は1日正午に熱帯低気圧に変わり、2日午前3時頃には不明瞭となっていた。）、土壌雨量指数が下り傾向であったことなどにより避難指示を解除した。

なお、土砂災害が発生した場所については、8月29日午後4時に、現地において土砂と大型土のうの距離を計測するためのポールを設置しており、崩落の拡大は確認されていなかった。

また、避難指示解除にあたっては、愛知県に助言を求めた。

#### 【土砂災害発生現場に設置したポール】



## 4 災害対策本部

### (1) 災害発生前

事前対応については、自治体用ビジネスチャットで8月21日から防災関係部署と情報共有を図り、27日午前11時に事前対策会議を実施している。情報共有の日時及び内容は下記のとおりである。

- ・ 8月21日 午前11時20分 台風発生予想について
- ・ 8月21日 午後 4時20分 暴風域に入る予想時刻について
- ・ 8月22日 午前 7時15分 台風進路について
- ・ 8月22日 午後 6時45分 早期注意情報※について
- ・ 8月23日 午前 7時15分 早期注意情報について
- ・ 8月23日 午前10時00分 台風進路について
- ・ 8月26日 午前10時00分 台風進路、所管施設の点検について
- ・ 8月27日 午前11時50分 早期注意情報について
- ・ 8月27日 午後 8時30分 河川警戒レベル（紫川）等について
- ・ 8月27日 午後 9時40分 土砂、浸水及び洪水キキクルの状況、他市における警報発表状況について

※ 早期注意情報（警報級の可能性）：警報級の現象が5日先までに予想されているときに、気象庁からその可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

### 【8月27日午前11時時点の早期注意情報】

愛知県東部の早期注意情報（警報級の可能性）										
2024年08月27日11時 名古屋地方気象台 発表										
東部では、28日までの期間内に、大雨警報を発表する可能性が高い。また、28日までの期間内に、波浪警報を発表する可能性がある。										
愛知県東部		27日		28日			29日	30日	31日	1日
		12-18	18-24	00-06	06-12	12-24				
大雨	警報級の可能性	〔高〕	〔高〕	〔高〕	〔高〕	〔高〕	〔高〕	〔高〕	〔高〕	-
	1時間最大	40	50	50	50	40				
	3時間最大	60	70	70	70	60				
	24時間最大	100から150								
暴風(雪)	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	〔中〕	〔高〕	-
	最大風速	陸上	9以下	9以下	9以下	9以下				
		海上	10	9以下	9以下	9以下	10			
波浪	警報級の可能性	-	-	〔中〕	〔中〕	〔中〕	〔中〕	〔中〕	〔高〕	-
	波高	下記以外	3	3	3	3	4			
		内海	2	2	2	2	2.5			
高潮	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	-

■ 〔高〕 ■ 〔中〕

### (2) 設置・廃止状況

- ア 設置：8月27日 午後10時09分  
119番通報による覚知をもって設置
- イ 廃止：9月 2日 午後1時00分  
避難指示を解除したことをもって廃止

### (3) 本部員会議開催状況

情報共有及び今後の市の対応方針を明らかにすることを目的に下記のと

おり本部員会議を実施した。なお、本部員会議終了後には市長のぶら下がり会見を実施した。

- ・ 8月28日 午前8時45分（巻末に掲載）
- ・ 8月28日 午後1時00分
- ・ 8月28日 午後5時00分
- ・ 8月29日 午前8時45分（巻末に掲載）

#### 【市長会見の様子】



#### （４）事務局

災害発生個所が限定的であったため、本部事務局員及び本部広報で対応を行った。（本部事務局員のうち消防本部2名は参集させていない。）

また、第1次事務局員及び第2次事務局員についても参集させていない。

なお、メディア対応として新聞・テレビの記者が24時間体制で市役所に詰めている状況であったため、通常の記者室以外に市長応接室を開放した。

#### （５）プレスリリース等

土砂災害の発生に関して、市からの情報を広く市民等に周知することを目的に下記のとおり実施した。また、合わせて、台風第10号に関する注意喚起として、市ホームページに動画形式の市長メッセージを掲載し、安心ひろめーる及び公式LINEにおいて配信を行った。

##### ア プレスリリース

- ・ 第1報：8月28日 午前 0時30分（巻末に掲載）
- ・ 第2報：8月28日 午前 0時40分
- ・ 第3報：8月28日 午前 3時10分
- ・ 第4報：8月28日 午前 5時20分
- ・ 第5報：8月28日 午前 7時00分
- ・ 第6報：8月28日 午前 9時30分
- ・ 第7報：8月28日 午前10時25分
- ・ 第8報：8月28日 午前11時20分
- ・ 第9報：8月28日 午後 2時20分
- ・ 第10報：8月28日 午後 5時45分
- ・ 第11報：8月28日 午後 9時00分

- ・第12報：8月28日 午後10時30分
  - ・第13報：8月29日 午前 0時05分
  - ・第14報：8月29日 午前 1時15分
  - ・第15報：8月29日 午前 2時10分
  - ・第16報：8月29日 午後 5時00分
  - ・第17報：8月30日 午前 9時00分
  - ・第18報：9月 2日 午後 1時00分（最終報）（巻末に掲載）
- ※プレスリリースに合わせ、市ホームページの更新を行った。

#### イ 市長メッセージ

- ・第1回：8月28日 午後5時35分
- ・第2回：8月29日 午後8時05分
- ・第3回：8月30日 午後6時50分
- ・第4回：8月31日 午後5時30分
- ・第5回：9月 1日 午後2時50分

#### 【第1回目の市長メッセージ】

（8月28日午後5時35分に掲載したもの）



#### 【上記メッセージの内容】

蒲郡市長から市民の皆様へ

8月27日の大雨によって本市におきましては竹谷町地内で土砂災害が発生し、現在も懸命な救助活動を実施しております。

この大雨によって被災された方々には、謹んでお見舞いを申し上げます。

災害対応に従事していただいている全ての皆様に深く感謝申し上げます。

今回の土砂災害は台風第10号の影響による断続的な降雨によって発生し、今後も接近に伴う大雨や洪水、土砂災害の発生が心配な状況であります。

その中でも土砂災害は特に予測が難しい災害です。

今後の気象情報にご注意いただき、市からの避難情報が発令された時や大雨の時には速やかな避難ができるように非常持ち出し品の確認や避難経路の確認など、十分な警戒をお願いします。

また、安全な親戚や友人の家などへの自主避難についてもご検討いただき、災害に備えてください。

蒲郡市長 鈴木 寿明

## 5 広域受援等

災害対応にあたって関係機関の多大なる支援をいただいた。支援内容及び支援期間は下記のとおりである。

また、救助の状況は下記のとおりである。

8月28日午前	0時21分	1名救助	軽傷
	午前10時15分	1名救助	重症
	午後2時04分	1名救助	死亡
	午後10時26分	1名救助	死亡
8月29日午前	1時07分	1名救助	死亡

### (1) 国土交通省

#### ア 中部地方整備局

・TEC-FORCE^{※1}

リエゾン^{※2}のべ10名

8月28日午前1時00分から8月30日午後8時10分まで  
応急対策班（照明支援）2台 職員のべ4名、協力業者のべ10名

8月28日午前4時38分から8月29日午前2時50分まで  
応急対策班（映像通信支援） 協力業者のべ4名

8月28日午前10時43分から8月29日午前3時14分まで  
被災状況調査班（ドローン） 職員4名

8月28日午後0時10分から8月28日午後3時30分まで

※1 TEC-FORCE (Technical Emergency Control Force 緊急災害対策派遣隊)。被災状況の迅速な把握、被害の発生および拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方自治体を支援する。

※2 リエゾンとは、災害対策現地情報連絡員 Liaison、「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語。被災した自治体での情報収集や支援ニーズの把握を行う。

#### イ 名古屋地方気象台

・JETT[※]2名

8月28日午後0時20分から午後6時まで

※ JETT (JMA Emergency Task Team 気象庁防災対応支援チーム)。現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ、気象等のきめ細かな解説を行うことにより、地方公共団体や各関係機関の防災対応の支援を行う。

### (2) 愛知県

東三河方面本部等から情報収集・市町村支援要員として職員のべ8名が、自衛隊災害派遣要請、災害救助法適用、首長への助言、愛知県防災情報システムへの代行入力及び被災者支援等を実施。

### (3) 愛知県警察

蒲郡警察署、豊橋警察署、機動隊、警備第一課、警備第二課、愛知県情報通信部機動通信課及び中部管区警察局機動通信課のべ175人（警備犬3頭）が救出活動を実施。

#### (4) 消防機関

蒲郡市消防本部、同消防団、東三河地区消防相互応援協定及び愛知県内広域消防相互応援協定により、県内の23消防本部、のべ87隊366人が救出活動を実施。

8月28日午前2時04分から8月29日午前1時30分まで※

〔近隣応援〕近隣4消防本部が東三河消防相互応援協定に基づき、活動（出動本部）豊橋市消防本部、豊川市消防本部、新城市消防本部、田原市消防本部

〔県内応援〕県内19消防本部が愛知県消防広域応援に基づき、活動（出動本部）名古屋市消防局、岡崎市消防本部、一宮市消防本部、瀬戸市消防本部、春日井市消防本部、豊田市消防本部、西尾市消防本部、小牧市消防本部、東海市消防本部、大府市消防本部、知多市消防本部、岩倉市消防本部、愛西市消防本部、幸田町消防本部、知多中部広域事務組合消防本部、尾三消防本部、海部東部消防組合消防本部、知多南部消防組合消防本部、衣浦東部広域連合消防局

※開始時刻は豊橋隊の活動開始時点、終了時刻は県内応援派遣本部活動終了時刻

#### (5) 自衛隊

8月27日午後11時17分 L0（自衛隊連絡員）※¹ 派遣要請

8月28日午前 1時04分 L0（自衛隊連絡員）現地到着

8月28日午前 5時00分 自衛隊災害派遣決定

（愛知県知事から陸上自衛隊第10師団長（守山・名古屋市）に対し、災害派遣要請、同時刻受理。陸上自衛隊第6施設群（豊川・豊川市）を基幹※²とする約30名により、人命救助活動等を実施。

8月29日午前11時 自衛隊災害派遣撤収決定

（要救助者全員を発見し、愛知県知事から陸上自衛隊第10師団長に対し災害派遣撤収要請、活動終了。）

8月29日午後 2時30分 自衛隊撤収見送り式実施

※1 「L0」とは、Liaison Officer の略。

※2 第6施設群、第49普通科連隊（豊川）、第10高射特科大隊（豊川）、中部方面特科連隊第2大隊（豊川）が人命救助活動を実施。第10偵察戦闘大隊（豊川）が情報収集活動を実施。L0は第6施設群。

#### (6) その他

##### ア 土木関係事業者

発災直後から各種建設機械を活用し、救助を実施。

なお、救助活動団体として、10月15日に市長から感謝状を贈呈している。

・佐藤建設興業株式会社 のべ5名

バックホウ0.45 m³ 2台 ダンプ4t 1台

・株式会社山中組 のべ17名

バックホウ（クレーン付き）0.2 m³ 1台  
バックホウ（クレーン付き）0.15 m³ 1台  
ラフタークレーン12t 1台 ダンプ3t 3台  
発電機5KVA 2台 チェンソー 3台

・株式会社市川組 のべ24名

バックホウ（Zフォーク装着）0.45 m³ 1台  
バックホウ（Zフォーク装着）0.25 m³ 1台  
ダンプ3t 1台 チェンソー 1台

・鈴木工業株式会社 のべ7名

小型運搬車 2台

イ 捜索救助犬 HDS K9

犬の優れた臭覚・聴覚を活かし救助を行う捜索救助犬を活用し、救助を実施。のべ6頭の捜索救助犬及びのべ9名のハンドラーが参加。

なお、救助活動団体として、10月15日に市長から感謝状を贈呈している。

ウ 中部電力パワーグリッド株式会社 のべ8名

8月27日午後11時30分から現場対応開始

8月28日午前1時00分から午前4時まで

土砂災害区間の無電圧化及び変圧器リードの接続替、一部樹木伐採

備考：株式会社トーエネック のべ22名

9月28日 鉄板敷き※

9月30日 樹木伐採

10月 3日 鉄板撤収

10月 8日 無電圧化箇所 高圧電線張替

※鉄板は樹木伐採に用いる大型ラフターを設置するため。

【大型土のう設置後の現場】



【中部地方整備局照明車】



（国土交通省中部地方整備局提供）

## 6 被災者支援

### (1) 災害救助法

令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、愛知県は蒲郡市に災害救助法の適用（第4号）を決定した（法適用日：8月27日）。

愛知県内における災害救助法の適用は平成20年8月豪雨（適用市町村：名古屋市・岡崎市）以来である。

この災害救助法の適用により愛知県知事が救助要請や指示を出して市長を補助し、必要と見られる費用を国が負担することとなった。

適用された救助項目は下記のとおりである。

- ア 避難所の設置（第4条1号） のべ14人
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（第4条3号） 1世帯
- ウ 被災者の救助（第4条5号） 5人

### (2) 被災者支援

被災者の早期復旧等を目的として下記の支援を実施。支援にあたっては全庁的な情報共有を行った。

- ・罹災証明書の発行（税務課）
- ・市営住宅への一時入居（建築住宅課）
- ・災害弔慰金の支給（福祉課）
- ・災害見舞金の給付（福祉課）
- ・日本赤十字社から救援物資の配布、弔慰金の支給（福祉課）
- ・被災者生活再建支援金の支給（危機管理課・福祉課）
- ・各種減免等の実施（税務課、保険年金課等）

### (3) その他

被災者支援として、日本カーシェアリング協会静岡支部が軽自動車1台の貸し出しを実施。

## 7 復旧

### (1) 災害廃棄物処理事業

市災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定：令和6年3月改訂）においては、「損害家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなります。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を実施することができます。」とされている。この規定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」における第2条の3「非常災害により生じた廃棄物の処理の原則」等に合致するものであると考えられる。

また、市災害廃棄物処理計画においては、「撤去・解体事業に当たっては、環境部局に加え、設計、積算、現場管理に土木建築職を含めた人員が必要となるため、関係部局と連携して実施します。」とされている。

今回の案件については、環境省及び愛知県東三河総局環境保全課との協議において、災害等廃棄物処理事業費補助金の活用が見込めることが確認できており、蒲郡市幸田町衛生組合斎場セレモニーホールとぼねへの通行確保の観点等を含め、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止並びに二次災害の防止のため、公費による撤去・解体、運搬及び処理・処分を実施することとした。

なお、災害等廃棄物処理事業費補助金は1/2補助、残り80%は特別交付税措置がされ、個人負担を求める部分はない。

また、事業費の算出に当たっては、土木管理課の受託業務として実施し、令和6年度一般会計12月補正予算での対応を行った。

### (2) 治山事業

崩壊個所については、愛知県が主体となる治山事業により復旧を行う（事業名：小規模治山事業（委託業務）、災害関連緊急治山事業（工事））。事業計画は令和6年11月28日に決定した。土留工や法枠工、水路工等、様々な工種を組み合わせ、山腹斜面の安定を行う予定であり、令和7年度中の完成を目指している。

なお、事業に係る費用については委託業務が県費100%、工事は国費2/3・県費1/3となる。

### (3) 災害救助法に基づく求償

災害救助法に基づく求償手続きについては、令和6年9月30日付けで同法30条に基づき市が繰替支弁した経費について愛知県に交付申請を実施。

建設事業者の人件費の求償については、被災者の救助（第4条5号）に該当する部分として災害発生直後から最後の要救助者が救助された8月29日午前2時までの対象となった。

## 8 おわりに

今回の土砂災害は台風第10号の接近が予想されていたところではあったが、大雨警報の基準値には達しておらず、予見は困難を極めた。

しかしながら、近年、地球温暖化等の影響により、大雨・短時間強雨などの異常気象は毎年のように発生し、水害・土砂災害等の気象災害は激甚化・頻発化している。

また、今後、地球温暖化の傾向が続いた場合、気象災害のさらなる激甚化・頻発化が予想されている。

今後の気象災害に備えるためにも、今回の土砂災害に対する本市の対応について、以下の6項目について、対応状況を振り返り、今後の対応を整理することとする。

### (1) 気象状況

気象状況については、気象庁の早期注意情報（警報級の可能性）※や名古屋地方気象台の防災メール等の気象情報について、庁内グループウェアを用いて全職員に周知を図っている。

また、建設部や都市開発部等、初期段階からの災害対応が要求される部署に関しては、自治体用ビジネスチャットを利用して、直接的に情報共有を行っている。

今後も名古屋地方気象台の担当チーム相談窓口や市町村ホットライン等を活用し、気象状況の的確な把握に務めることとする。

### (2) 避難状況

避難所については、台風第10号への準備体制を取っていたこともあり、避難所開設依頼から約30分で開設へと至っているが、発災時刻からは約2時間が経過していることとなる。また、避難所開設時間は約40時間であった。

避難所開設担当職員等により適切な運営を実施していたところではあるが、研修や訓練等を通じてさらなる運営体制の確立に努めることとする。

避難情報については、前述の理由から約8時間後の避難指示発令となっている。

また、広域的な周知は行わず、広報車を用いた避難情報の伝達に留めた。

避難情報の発令にあたっては、市の「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき実施しているところであるが、これまでの運用実態、今回の災害における経験、新たな技術・知見等を踏まえ、適切なマニュアルになるよう改定を行っていくこととする。

### (3) 災害対策本部

今回の土砂災害の発生は閉庁時であったが、基準どおりに災害対策本部を立ち上げることができ、本部員会議についても庁議室において会議システムを活用することにより、庁外本部員の参加も可能であった。

その一方、第1次事務局員及び第2次事務局員の参集を行わなかったため、事務局においては、業務が集中し、若干の混乱が生じた。

今後は、交代要員等も含めて、事務局が円滑に機能するよう体制の確立に努めることとする。

次に、災害対策本部と現地の連絡については本部事務局員（危機管理課職員）が現場に常駐することにより、意思疎通を図った。

しかしながら、大規模災害時には本部事務局員が現地へ常駐することは困難であるため、本部事務局員に任命している消防本部職員を含め、災害対策本部と現地との連絡体制を確立することに努めることとする。

最後に、本部員会議終了後に市長のぶら下がり会見を庁議室で実施したことにより、発災時には首長によるメッセージが非常に大切であることを実感した。

ただし、正式な会見場所を設定する必要がある場合も考えられることや、報道関係者の控室等、報道対応に関する課題も明らかになった。

また、5日間に亘り、市長からの動画メッセージを掲載したが、撮影及び編集に時間を要することから、緊急時には画像と音声を組み合わせることなどにより、より即時的な市長メッセージを市民の方に届ける方法を検討する必要がある。

#### （4）広域受援等

国・県・他市町村から多くの支援を受けたが、災害救助法適用、自衛隊派遣に関しては、早期に派遣された愛知県職員の助言は大変有効であった。また、市長等への助言も適切なものであった。

他方、消防機関及び警察関係の派遣状況について、災害対策本部で把握しきれていない部分もあった。

今後は、必要に応じて、国・県等の連絡調整担当を配置することを検討するなど、さらなる情報連絡体制の確立に努めることとする。

また、今回の発災直後の対応について、被害状況が土砂崩れにより家屋が倒壊し、瓦礫や土砂が道路を塞ぐ状況であったことから、土木管理課が緊急性の高い現場に即時対応可能な体制を図る目的で契約を行っている「道路維持補修工事」の契約業者により初動対応を行った。

その後、作業が予想以上に長時間に及んだため、災害協定に基づき蒲郡土木協会に応援の要請を行った。

幸い、今回の対応で問題は生じなかったが、大規模災害時には、土木事業者1社での対応は困難であること、あるいは、道路上だけでなく、民地での作業が発生することも想定されるため、契約事業者にこだわることなく、なるべく早い段階から災害協定に基づく協力団体への応援要請を行うことについて改めて整理することとする。

#### (5) 被災者支援

被災者支援については、関係者からのご一報により、被災された方と早期に連絡を取ることができた。この連絡に基づき、全庁的な情報共有を実施したため、一定の支援が行えたと思われる。

しかしながら、大規模災害時には安否確認も含め、被災された方と連絡を取ることは困難が予想され、多くの被災された方の相談が集中することにより混乱が生じる可能性が考えられる。被災された方の一日も早い生活再建を目指し、さらなる全庁的な支援体制の構築について務めることとする。

また、行政による支援だけでなく、電気事業者や通信事業者による被災者支援についても、的確な周知の実施に努めることとする。

#### (6) 復旧

復旧にあたっては、市による道路啓開だけでなく、環境省による災害等廃棄物処理事業費補助金の活用や愛知県による治山事業を予定している。

また、愛知県に対して、災害救助法に基づく求償を行っている。

大規模災害時の復旧・復興について、市のみで行うことには限界があることを念頭に入れ、関係機関に対して速やかに応急対策・工事等の積極的な要望と最大限の協力を行い、早期完了に努めることとする。

## 参考文献等

- ・令和6年台風第10号に関する愛知県気象速報  
(令和6年9月4日 名古屋地方気象台)
- ・愛知県蒲郡市での土砂災害(令和6年10月7日 名古屋地方気象台)
- ・国土交通省“土砂災害警戒区域等”  
[https://www.mlit.go.jp/river/sabo/link_dosya_kiken.html](https://www.mlit.go.jp/river/sabo/link_dosya_kiken.html)
- ・国土交通省“TEC-FORCE とは?”  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/about/index.html>
- ・気象庁HP“JETT(気象庁防災対応支援チーム)について”  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/intro/gyomu/index_jett.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/intro/gyomu/index_jett.html)
- ・令和6年台風第10号による被害及び消防機関等の対応状況(第21報)  
(令和6年11月21日 消防庁災害対策本部)
- ・愛知県蒲郡市における土砂災害に係る災害派遣について  
(令和6年8月29日 防衛省)
- ・台風第10号による被害状況等について(第13報)  
(令和6年9月12日 愛知県)
- ・防衛省“災害派遣について”  
<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html>
- ・HDS K9“災害救助犬 Hdsk9 搜索救助犬”  
<https://hdsk9.com/>
- ・内閣府“災害救助法”  
[https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html)
- ・日本カーシェアリング協会“日本カーシェアリング協会”  
<https://www.japan-csa.org/>
- ・環境省“災害廃棄物対策情報サイト”  
<https://kouikishori.env.go.jp/>
- ・令和6年度版防災白書(令和6年7月 内閣府)
- ・気象業務はいま(令和6年6月 気象庁)

※今回の記録にあたっては、被災された方に配慮し、詳細な現場の写真等は掲載していません。

蒲郡市プレスリリース

令和6年8月28日

危機管理課長

## 8月27日発生の土砂崩れによる生き埋め被害について

8月27日(火)に発生した土砂崩れによる生き埋め被害については下記のとおりです。

### 記

- 1 と き 令和6年8月27日(火) 土砂崩れ発生時刻は不明  
22時11分 消防署への通報により覚知  
通報は被害にあった40代女性からの直接連絡  
同時に災害対策本部設置
- 2 ところ 蒲郡市竹谷町大久古73
- 3 被害状況 土砂崩れにより自宅にいた5人家族が生き埋めになった  
70代 男性1人・女性1人、40代女性2人、30代男性1人
- 4 経 過  
8月27日  
23時17分 自衛隊LO派遣  
23時30分 塩津公民館開設依頼  
23時35分 1名救助開始  
23時49分 重機で撤去開始  
23時50分 佐藤建設・山中組に出動依頼  
8月28日  
0時05分 塩津公民館開設完了、陸上自衛隊LO豊川出発  
0時21分 40代女性1人救助完了、意識あり

その他、詳細が分かり次第追ってリリースを出す予定です。

問合せ先

蒲郡市秘書広報課

広報担当：水野

TEL 0533-66-1145

※当初、速報値として覚知時刻を22時11分としていたが、第9報から確定値として22時09分に修正した

蒲郡市プレスリリース

令和6年9月2日  
第18報：13時00分  
危機管理課長

## 8月27日発生 of 土砂崩れの災害対策本部を廃止します

### 記

- 1 と き 令和6年8月27日（火） 土砂崩れ発生時刻は不明  
22時09分 119番通報により覚知  
通報は被害にあった40代女性からの直接連絡  
同時に災害対策本部設置
- 2 ところ 蒲郡市竹谷町大久古73（読み方：たけのやちよう おおくご）  
2階建て木造住宅
- 3 被害状況 土砂崩れにより自宅にいた5人家族が被害にあったとみられる  
70代男性1人・女性1人、40代女性2人、30代男性1人  
40代女性（長女） 0時21分に救助 軽傷  
40代女性（次女） 10時15分に救助 重傷  
70代女性（妻） 14時04分に救助 死亡  
30代男性（長男） 22時26分に救助 死亡  
70代男性（夫） 1時07分に救助 死亡  
※愛知県の公表方針に従い、ご遺族の意向により、氏名の公表は控えさせていただきます。
- 4 経 過  
8月27日（火）  
23時17分 自衛隊連絡員派遣要請  
23時30分 塩津公民館避難所開設依頼  
23時35分 1名救助開始 蒲郡市消防 9隊33人  
23時49分 重機で撤去開始  
23時50分 佐藤建設・山中組に出動依頼  
8月28日（水）  
0時05分 塩津公民館避難所開設完了、2世帯6人が避難中  
陸上自衛隊連絡員豊川出発

0時21分 40代女性1人救助、意識あり 蒲郡市民病院に搬送  
 1時04分 自衛隊連絡員現地到着  
 1時17分 名古屋市消防局、東三河消防本部 9隊32人 蒲郡市消防本部に  
 集合→現地へ  
 1時20分 豊川河川事務所市役所到着→現地へ  
 2時04分 豊橋市消防現地到着  
 2時08分 道路開通  
 2時20分 捜査救助犬3頭 市役所到着  
 2時27分 豊川市消防本部、豊橋市消防本部・県警現場到着  
 2時44分 名古屋市消防局現場到着  
 3時10分 捜査救助犬3頭現場到着  
 3時30分 塩津公民館避難所に1世帯2人が追加（計3世帯8人）  
 4時30分 自衛隊豊川駐屯地へ活動最大人数を伝達（本市30人、それ以外  
 52人 最大82人）  
 4時45分 照明車（豊橋河川事務所）現場到着  
 5時00分 自衛隊災害派遣決定  
 5時10分 自衛隊活動拠点として市民会館西臨時駐車場確保  
 5時20分 自衛隊災害派遣決定を受理  
 6時00分 自衛隊豊川駐屯地出発  
 7時00分 大久古地区（14世帯37人）に避難指示  
 7時05分 自衛隊活動拠点に到着  
 8時00分 塩津公民館避難所速報 避難者4世帯9人  
 8時45分 第1回災害対策本部会議（国交省の現場中継映像あり）  
 女性の声がするので、その箇所を中心に救助を進めている。最初  
 に救助された女性とは違う場所。  
 10時15分 40代女性1人救助、意識あり 豊橋市民病院に搬送  
 13時00分 第2回災害対策本部会議  
 14時04分 70代女性1人救助、意識・呼吸なし 蒲郡市民病院に搬送→そ  
 の後、病院にて死亡を確認（20時45分）  
 17時00分 第3回災害対策本部会議  
 17時25分 塩津公民館避難所速報 避難者1世帯3人  
 20時55分 性別不明者1人発見 救出活動中  
 22時26分 30代男性1人救助、意識・呼吸なし 蒲郡市民病院に搬送→そ  
 の後、病院にて死亡を確認（22時43分）  
 8月29日（木）  
 1時07分 70代男性1人救助、意識・呼吸なし 蒲郡市民病院に搬送→そ  
 の後、病院にて死亡を確認（1時28分）  
 8時45分 第4回災害対策本部会議

14時10分 塩津公民館避難所速報 避難者全員退所、避難所閉鎖  
14時30分 自衛隊撤収見送り式  
8月30日(金)  
9時00分 神田大久古1号線開通  
9月2日(月)  
13時00分 土壌雨量指数が下がったことをもって  
避難指示解除、災害対策本部廃止

問合せ先：蒲郡市災害対策本部  
Tel 0533-66-1208

蒲郡市プレスリリース

令和6年8月28日  
危機管理課長

## 土砂崩れ被害についての市長ぶら下がり取材について

今回の災害の現状などについて、市長のぶら下がり取材を下記のとおり行います。

- 1 と き 8月28日（水） 午前11時～
- 2 ところ 市役所5階 市長応接室

問合先  
蒲郡市災害対策本部  
TEL 0533-66-1208

令和６年８月２８日午前８時４５分

災 害 対 策 本 部

### 第１回災害対策本部員会議

#### １ 目的

竹谷町大久古地区における土砂崩れの発災から現在までの状況について情報共有を行い、今後の市の対応方針を明らかにする。

#### ２ 災害の状況

（１）発 生 日 時 令和６年８月２７日（火）午後１０時１１分

（土砂崩れの発生時刻は不明、上記時刻は１１９番による覚知時刻）

（２）場 所 蒲郡市竹谷町大久古７３

（３）被 害 状 況 土砂崩れにより自宅にいた５人家族が生き埋めになった模様

７０代男女各１名、４０代女性２名、３０代男性１名

（４０代女性１名は２８日０時２１分に救助済）

#### ３ 経過

（１）別紙「蒲郡市プレスリリース」参照

（２）被害のあった住宅付近の３世帯８名が塩津公民館に自主避難

（避難指示後、現在、５世帯１１名）

（３）２次被害の発生を防ぐため、大久古地区（１４世帯３７名）に対し、２８日午前  
７時、避難指示を発令

#### ４ 今後の対応

気象警報、洪水キキクル及び土砂キキクルの状況に基づき、避難情報を遅疑逡巡することなく発令

#### ５ 質疑

#### ６ 本部長指示（市の対応方針）

#### ７ 次回の災害対策本部員会議予定

８月２８日（水）午後１時予定とするも、状況次第で時刻を変更

※１ 当初、速報値として覚知時刻を２２時１１分としていたが、確定値は２２時０９分である。

※２ ３（２）のうち、５世帯１１名には関係者１世帯２名を含むため、最大避難者は４世帯９名であった。

令和６年８月２９日午前８時４５分

災 害 対 策 本 部

#### 第４回災害対策本部員会議

##### １ 目的

前回以降の状況について情報共有を行うとともに、今後の対応について検討する。

##### ２ 共有すべき状況

- （１）２８日（水）午後 ８時４５分 ７０代女性、病院で死亡を確認
- （２）２８日（水）午後１０時４３分 ３０代男性 病院にて死亡を確認
- （３）２９日（木）午前 １時２８分 ７０代男性 病院にて死亡を確認
- （４）２９日（木）午前 １時４２分 人命救助活動終了

##### ３ 人命救助活動終了に伴う処置

- （１）市長から県知事に対する自衛隊撤収の要請
- （２）自衛隊撤収に伴う見送り式の実施  
２９日（木）午後２時（予定）実施することで災害派遣部隊と調整中
- （３）市長から市民に対するメッセージ動画を継続して実施する。

##### ４ 今後の対応

土砂災害の危険性がなくなったことを確認し竹谷町大久古地区に対する避難指示を解除する。避難指示解除をトリガーとして災害対策本部を廃止する。

引き続き、台風１０号に対する警戒を厳にする。

##### ５ 本部長指示（市の対応方針）

##### ６ 次回の災害対策本部員会議予定

なし

## 第5 大雨による土砂災害の避難情報

### 3 避難情報の発令判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を考慮して発令する。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①～③のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。   ① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となった場合   ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合   ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	①～⑤のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。   ① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合   ② 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「危険（紫）」となった場合   ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）   ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）   ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	①～③のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令する。   ① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合   ② 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「災害切迫（黒）」となった場合   ③ 土砂災害の発生が確認された場合

避難の判断基準にない場合においても、被害のおそれが出てきた場合には、災害対策本部の判断により、避難情報を発令する。

#### 4 避難情報の解除の考え方

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する

発行年月 令和 7 年 3 月  
編集・発行 蒲郡市（危機管理課）  
監修 静岡大学防災総合センター  
教授 牛山 素行